

栗原市選挙備品貸出実施要領

1 目的

小学校、中学校及び高等学校等における児童・生徒会役員選挙または学校教育の一環として、実際に選挙で使用している選挙備品を使用することによって、将来の有権者となる児童・生徒が選挙を身近に感じ、関心を高めるきっかけづくりとなることを目的とする。

2 貸出し備品等

- (1) 貸出し備品は、「投票箱」「投票用紙記載台」とする。
- (2) 貸出し備品の設置方法や使用方法等については、貸出し時に説明する。

3 貸出し対象校

栗原市内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等

4 借用申込み等

- (1) 借用を希望する学校は、市選挙管理委員会に対して、別紙様式「選挙備品借用申込書」に必要事項を記入の上、借用初日の1週間前までにFAX又はEメールで提出する。
- (2) 市選挙管理委員会は申込書を受理した後、学校がある地区の総合支所へ連絡・調整し、貸出しの可否を決定する。
- (3) 学校がある地区の総合支所から、学校へ貸出しの可否及び必要事項の連絡を行う。
- (4) 選挙備品の貸出しは、学校がある地区の総合支所で行う。なお、選挙備品の運搬は、貸出しを受ける学校が行うものとする。
- (5) 次の事由に該当する場合は、貸出しを行わない。
 - ① 貸出し備品の数量が不足するとき。
 - ② 選挙事務の執行に支障をきたすおそれがあるとき。
 - ③ その他、貸出しが不相当と認められる事由があるとき。
- (6) 貸出しを行った場合であっても、次の事由に該当する場合は、貸出しの取消し又は停止をすることがある。
 - ① 緊急に選挙事務を執行しなければならない事情が生じたとき又はそのおそれがあるとき。
 - ② 貸出しを受ける学校が保管又は使用に関し、市選挙管理委員会の指示に従わないとき。
 - ③ その他、貸出しを続けることが不相当と認められる事由が発生したとき。
- (7) 貸出しをした選挙備品を破損又は紛失した場合は、速やかに報告すること。なお、事情によっては弁償しもらうことがある。

5 その他

- (1) 「選挙備品借用申込書」については、市選挙管理委員会のホームページにおいてダウンロードが可能。

- (2) 問合せ及び申込み先

栗原市選挙管理委員会（栗原市総務部総務課内）

住所 〒987-2293 栗原市築館薬師一丁目7番1号

電話 0228-22-1122 FAX 0228-22-0312

Eメール senkan@kuriharacity.jp